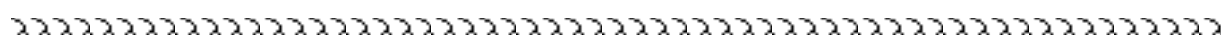


第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税等を通じて、県民の皆様に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。

第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

1 県税の収入状況

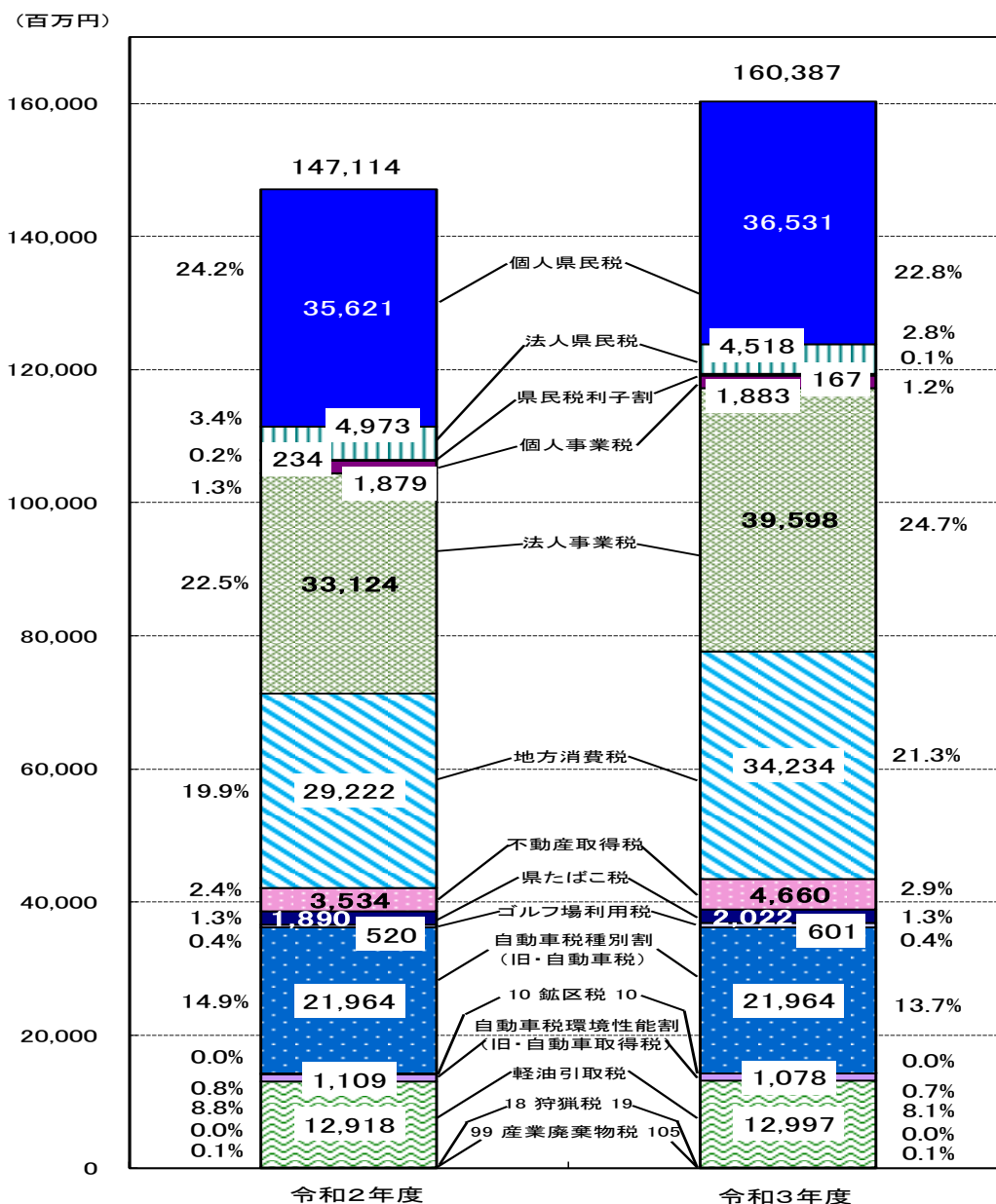
令和4年（2022年）3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,603億87百万円で、半導体関連産業の好調な業績や、消費の堅調な伸びを受け、前年度同期に比べて132億72百万円(9.0%)の増収となっています。

税目別では、法人事業税64億74百万円（19.5%）の増、地方消費税50億12百万円（17.2%）の増となっています。

なお、詳細については、付表6（50ページ）のとおりです。

図1 県税の収入状況



*令和2年度（2020年度）分も、令和3年度（2021年度）との比較のため、令和3年（2021年）3月31日現在を記載しています。
 *図1の数字は、表示単位未満を四捨五入したものです。

※「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、令和2年度（2020年度）決算における収入は526百万円でした。

2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

令和2年度(2020年度)の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,562千円)に対する税負担率は17.6%であり、その内訳は国税8.9%、地方税8.7%(県税3.5%、市町村税5.2%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、451,767円となり、前年度に比べて8,434円(1.9%)の増となっています。

【参考】令和2年度(2020年度)の全国平均

令和2年度(2020年度)の国民1人当たりの国民所得(およそ3,034千円)に対する税負担率は28.2%であり、その内訳は国税17.3%、地方税10.9%(都道府県税4.9%、市町村税6.0%)です。国民1人当たりの税負担額853,975円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、令和4年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、令和3年(2021年)1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、()は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率(%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B/A	地 方 税			合計 F/A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C/A	市町村税 D/A	計 E/A	
23	(2,271) 4,116,865	(143) 258,366	(74) 133,799	(110) 199,662	(184) 333,461	(327) 591,827	6.3%	3.3%	4.8%	8.1%	14.4%
24	(2,274) 4,109,625	(144) 260,630	(75) 135,632	(111) 200,069	(186) 335,701	(330) 596,331	6.3%	3.3%	4.9%	8.2%	14.5%
25	(2,372) 4,272,853	(149) 269,135	(76) 137,742	(112) 202,025	(189) 339,767	(338) 608,902	6.3%	3.2%	4.7%	8.0%	14.3%
26	(2,336) 4,192,497	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.4%	3.4%	4.9%	8.3%	15.7%
27	(2,440) 4,358,113	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.8%	3.6%	4.7%	8.4%	16.2%
28	(2,530) 4,490,233	(194) 344,118	(86) 151,785	(116) 206,319	(202) 358,104	(396) 702,222	7.7%	3.4%	4.6%	8.0%	15.6%
29	(2,660) 4,695,558	(211) 372,550	(96) 169,378	(120) 211,351	(216) 380,729	(427) 753,279	7.9%	3.6%	4.5%	8.1%	16.0%
30	(2,685) 4,716,537	(226) 396,439	(92) 160,869	(130) 227,897	(221) 388,766	(447) 785,205	8.4%	3.4%	4.8%	8.2%	16.6%
R1	(2,718) 4,747,364	(218) 381,502	(90) 158,020	(134) 234,866	(225) 392,886	(443) 774,388	8.0%	3.3%	4.9%	8.3%	16.3%
R2	(2,562) 4,453,027	(229) 398,170	(89) 154,442	(134) 232,695	(223) 387,137	(452) 785,307	8.9%	3.5%	5.2%	8.7%	17.6%

(注)1 ()は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

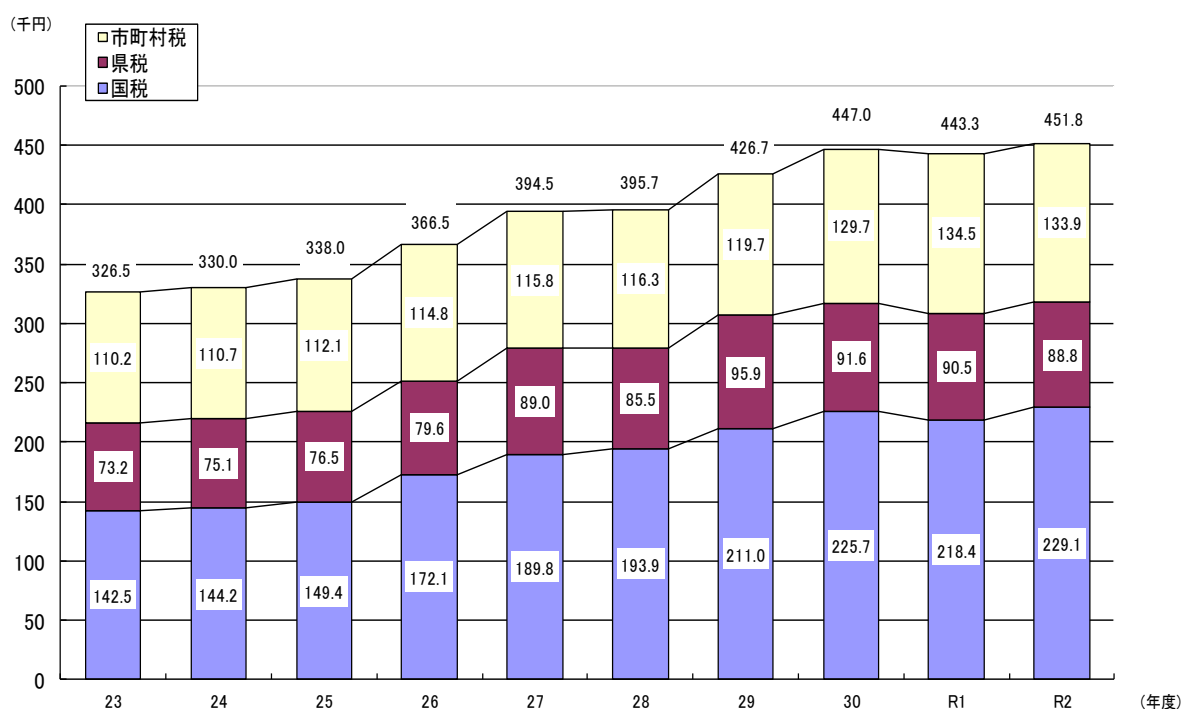
2 県民所得(平成23年度(2011年度)～令和元年度(2019年度))は、令和元年度県民経済計算によるものです。

なお、令和2年度(2020年度)の数値は、令和元年度(2019年度)県民所得の数値に令和2年度(2020年度)国民所得の対前年伸び率(令和2年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑（世帯数及び人口の推移）」によります。
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

【参考】令和4年度（2022年度） 主な税制改正の概要

令和4年度（2022年度）の地方税に係る税制改正の主な内容は以下のとおりです。

1 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、税率を1.0%（特別法人事業税を含んだ場合3.6%）とする。

2 ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

導管部門の法的分離の対象となる法人等について、製造・小売事業に係る課税方式について、付加価値割及び資本割を組み入れる。

3 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

認定長期優良住宅である住宅の新築を行った場合の不動産取得税の課税標準の算定について、1,300万円（通常は1,200万円）を価格から控除する特例の適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までとする。

※ 令和4年度（2022年度）税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

災害に関する税制上の対応について（平成 29 年度（2017 年度）税制改正

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

【常設化された主な措置】

《国税》

- ▽所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽法人税：損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- ▽資産税：相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- ▽消費課税：課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

《地方税》

- ▽個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。

《引き上げ分の地方消費税収と社会保障関係経費》

地方消費税率引上げ分に係る増収分（221 億円）は、その全額を社会保障関係経費に充当しています。

1 引上げ分の地方消費税収 約 221 億円

① 地方消費税（県税として直接収入）	315 億円
② 都道府県からの清算金収入	807 億円
③ 都道府県への清算金支出	311 億円
④ 清算後の地方消費税（①+②-③）	811 億円
⑤ 引上げ分の地方消費税収 （④×12/22）	442 億円
⑥ 市町村への交付金（⑤×1/2）	221 億円
※ 地方消費税率引上げ分に係る増収額（⑤-⑥）	221 億円

2 社会保障関係経費 約 1,439 億円（うち一般財源 1,266 億円）

【主な事業の予算額と増減額】

（単位：億円）

事業名	令和4年度当初予算額		平成25年度当初予算との増減額	
	総額	一般財源	総額	一般財源
介護給付費県負担金交付事業	260	260	36	36
後期高齢者医療給付費負担金	233	233	27	27
子どものための教育・保育給付費	166	166	119	119
障害福祉サービス費等負担事業	118	118	45	45
国保基盤安定負担金	71	71	15	15
生活保護費	38	9	6	1
地域医療介護総合確保基金積立金	33	10	33	10
障害児施設給付等支給・障害児施設措置事業	49	44	43	40
社会保障関係経費 計	1,439	1,266	302	294

※「子どものための教育・保育給付費」の増減額は、平成 25 年度（2013 年度）の「市町村に係る保育所運営費の負担金」と比較